

令和2年10月7日

各位

水戸市商工課

水戸市事業継続緊急支援金について（依頼）

日頃から市政運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症により売上が減少した市内事業者を対象に、本市独自の支援策として、「水戸市事業継続緊急支援金」を支給しております。

つきましては、別紙のとおり、申請関係書類をお送りしますので、組合員様への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、申請関係書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。

記

1. 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国の実施する持続化給付金の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に支援金を支給します。

2. 支援金の対象者

- ①市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主、又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- ②令和2年3月までに創業していること。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から12月までのうち、前年の同月比で1か月売上が20%以上50%未満減少した月があること。
- ④国の実施する持続化給付金の給付を受けていないこと。

3. 支援金の金額

法人 200,000円、個人事業主 100,000円

※令和2年3～7月（第1次）と8～12月（第2次）のそれぞれの期間で要件を満たす場合は、1回ずつ給付を受けることができます。

※事務所等を賃借している場合、支援金の加算があります。詳細は別紙書類をご覧ください。

4. 申請期日

令和3年3月31日（水）まで ※当日必着

【連絡先】〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市産業経済部商工課
事業継続緊急支援金担当
電話：029-232-9185